

第12回農業委員会定例会(議事録)

1. 日時 令和2年12月25日(金) 午前 10時 00分

午前 11時 00分

2. 場所 竹原市役所 3階 第1・第2委員会室

3. 出席農業委員 1 石本委員, 2 山元委員, 4 宮崎委員, 5 渡橋委員
6 赤坂委員, 7 土居民喜委員

欠席農業委員 3 祐本委員

出席推進委員 西原推進委員, 岡田推進委員, 須賀推進委員, 西野推進委員
亀田推進委員

欠席推進委員

4. 説明員 國川事務局長, 木原係長, 鳥本専門員, 小池主事

5. 審議案件

議案第68号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第69号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第70号 農用地利用集積計画の決定について

議案第71号 農用地利用配分計画原案の協議について

議案第72号 農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第17条第2項に規定
する下限面積の別段面積の特例区域指定について

議案第73号 非農地証明申請について

報告第16号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第17号 農地法第4条の規定による届出について

報告第18号 農地法第18条の通知について

議 長	<p>出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和2年第12回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、1番石本委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の欠席は、3番 祐本委員です。</p> <p>会長不在のため、副会長の私が議長を務めます。</p> <p>それでは、日程第1、議案第68号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>1番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。</p> <p>1番の申請地は、小梨町字長沢田9248番、9250番、9252番1、9253番1、9253番2、9290番2、字畠谷平1620番3の計7筆、地目は田が4筆、畑が3筆、面積は計7,175㎡です。</p> <p>申請の事由は、経営規模を拡大する目的で所有権を移転するために申請されたものです。</p> <p>営農計画は米及び葡萄を作付予定です。</p> <p>経営面積は今回の申請地を含め約117aで小梨町の下限面積20aを満たしています。説明は以上です。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った亀田推進委員から補足説明をお願いします。</p>
亀田 推進委員	<p>申請地は、小梨地域交流センターから東に約700m付近にあります。耕作可能な農地でした。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>次に日程第2、議案第69号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>1番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の2ページ、参考資料の2ページをご覧ください。</p> <p>1番の申請地は、下野町字多沖郷1411番、1424番1の2筆、地目はいずれも畑、面積は計1,000㎡です。</p> <p>太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。</p> <p>用途が定められた区域にある農地であり、第3種農地です。</p>

	<p>地表面に防草シートを設けるため、周囲に雨水等の影響を及ぼさないように排水路を設ける予定ですが、現地確認によりその排水路の雨水は隣接道路に流れ込むことが想定されたため、道路管理者の許可を得ることが必要であると考えます。現在、道路管理者の許可を得るように指示をしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>現地確認を行った西野推進委員から補足説明をお願いします。</p>
西野 推進委員	<p>申請地は、大井地域交流センターから南西に約 300m 付近にあります。現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。</p>
議長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議長	<p>ないようですので、排水について道路管理者の許可を得ることを条件に本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に 2 番について、事務局の説明をお願いします。</p>
局長	<p>議案の 2 ページ、参考資料の 2 ページをご覧ください。</p> <p>2 番の申請地は、下野町字多西郷 1017 番 1 の 1 筆、地目は田、面積は 504 m²です。</p> <p>太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。</p> <p>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で、第 2 種農地と判断いたします。</p> <p>地表面に防草シートを設けるため、周囲に雨水等の影響を及ぼさないように排水路を設ける予定ですが、現地確認によりその排水路の雨水は隣接地に流れ込むことが想定されたため、地権者の同意を得ることが必要であると考えます。現在、地権者の同意書を得るように指示をしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>現地確認を行った西野推進委員から補足説明をお願いします。</p>
西野 推進委員	<p>申請地は、大井地域交流センターから西に約 400m 付近にあります。現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。</p>
議長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>

議 長	ないようですので、排水について地権者の同意を得ることを条件に本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に3番について、事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の2ページ、参考資料の2ページをご覧ください。 3番の申請地は、下野町字多西郷993番1の1筆、地目は田、面積は736㎡です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で、第2種農地と判断いたします。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った西野推進委員から補足説明をお願いします。
西野 推進委員	申請地は、大井地域交流センターから北西に約500m付近にあります。現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に4番について、事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の2ページ、参考資料の3ページをご覧ください。 4番の申請地は、竹原町字多井二ノ割2628番37の1筆、地目は田、面積は428㎡です。 自己住宅及び駐車場4台の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で、第2種農地と判断いたします。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。

須賀 推進委員	申請地は、竹原西小学校から南に約 500m 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、日程第 3、議案第 70 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 3 ページ、参考資料の 4～5 ページをご覧ください。 本議案は、「農用地利用集積計画の決定について」となっております。 今回利用権設定の申出があった案件の面積は計 5,043 m ² 、 対象人員は、貸し手が 3 人、借り手が 1 団体です。 内容につきましては、参考資料 4～5 ページのとおりとなっております。 本議案が可決の場合、令和 2 年 12 月 28 日付けで、公告いたします。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 70 号「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたします。 次に日程第 4、議案第 71 号「農用地利用配分計画原案の協議について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 4 ページ、参考資料の 6～7 ページをご覧ください。 本議案は、令和 2 年 12 月 23 日付けで、竹原市長から農用地利用配分計画原案について農業委員会の意見を求められたものです。 今回利用権設定の申出があった案件の面積は計 5,043 m ² 、 対象人員は、貸し手が 1 団体、借り手が 1 団体、1 人です。 内容につきましては、参考資料 6～7 ページのとおりとなっております。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり

議 長	ないようですので、異議がない旨回答することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第71号「農用地利用配分計画原案の協議について」は、異議がない旨竹原市長へ回答することにいたします。</p> <p>次に日程第5、議案第72号「農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第17条第2項に規定する下限面積の別段面積の特例区域指定について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の5ページ、参考資料の8～9ページをご覧ください。</p> <p>本議案は、農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第17条第2項の規定より、竹原市農業委員会が定める下限面積の別段面積の特例区域の指定について審議を求めるものです。</p> <p>申請地は、東野町字下青田1812番、1813番1、1816番2の3筆、地目はいずれも畑、面積は計432㎡です。隣接する家屋については、令和元年9月12日付け竹産第109号にて空き家バンクの登録完了書が交付されています。</p> <p>空き家を活用した定住促進と遊休農地の解消及び有効利用を図るため、下限面積の別段面積を1aとする「特例区域」に指定するものです。</p> <p>本議案が可決の場合、令和2年12月28日付けで、公告いたします。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第72号「農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第17条第2項に規定する下限面積の別段面積の特例区域指定について」は、原案のとおり、申請地を特例区域として指定することに決定します。</p> <p>次に日程第6、議案第73号「非農地証明申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の6ページ、参考資料の10ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、西野町字古川尻3043番の1筆、地目は畑、面積は333㎡です。</p> <p>申請地は、平成元年以降農地として管理しておらず、現在は山林状態となったことから地目変更登記を行うために申請されたものです。</p> <p>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で、第2種農地と判断いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>

議 長	現地確認を行った西原推進委員から補足説明をお願いします。
西原 推進委員	申請地は、湯坂集会所から南東に約 200m 付近にあります。 現地確認時、山林状態となっており、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を非農地証明することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を非農地証明することに決定いたします。 次に日程第 7，報告第 16 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 8 ページ，参考資料の 13 ページをご覧ください。 令和 2 年 1 1 月に農業委員会に届出のあった件数，筆数，面積について報告いたします。 件数は 3 件，筆数は田 5 筆，面積は計 3,251.61 m ² の届出がありました。 詳細につきましては参考資料の 13 ページをご確認ください。 説明は以上です。
議 長	次に日程第 8 報告第 17 号「農地法第 4 条の規定による届出について」事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 9 ページ，参考資料の 14 ページをご覧ください。 令和 2 年 1 1 月に農業委員会に農業用施設の届出のあった件数，施設の種類，施設の面積について報告いたします。 件数は 1 件，施設の種類の農業用資材置場，施設の面積は 43 m ² です。 本件は，耕作者が耕作を行っている農地に自らの農作物の育成のために農業用施設を整備する場合であって，農業施設の規模が 2 a (200 m ²) 未満であれば許可を要しないこととしていることに伴い，違反転用と区別するために届出案件となっているものです。 詳細につきましては参考資料の 14 ページをご確認ください。 説明は以上です。
議 長	次に日程第 9，報告第 18 号「農地法第 18 条の通知について」事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 10 ページ，参考資料の 15～16 ページをご覧ください。 本件は，賃貸借の合意解約をしたことに伴い，当事者から農業委員会に対して農地法第 18 条の通知のあった面積，貸し手及び借り手の人数について報告します。

	<p>今回合意解約の通知があった面積は計 11,919 m², 対象人員は、貸し手が 4 人, 借り手が 1 団体です。 内容につきましては、参考資料 15~16 ページのとおりとなっております。</p>
議 長	<p>以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。 引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。</p>
事務局	<p>(一般報告や協議事項等)</p> <p>(1) 竹原市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更について</p> <p>別紙「竹原市農業委員会『農地等の利用の最適化の推進に関する指針』をご覧ください。</p> <p>本議案は、農業委員会等に関する法律第 7 条に基づき、竹原市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めるものです。</p> <p>この指針は 3 年ごとに農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期に合わせ、農地利用最適化推進委員の意見を聴き、目標設定の考え方や取組方法について検証・見直しを行うものです。</p> <p>まずはじめに「1 遊休農地の発生防止・解消について」ですが、令和 2 年 4 月現在で遊休農地が 65.8ha あります。毎年増加傾向にありますが、3 年後の令和 5 年 4 月の目標を現状維持の 65.8ha とするよう考えています。</p> <p>目標を達成するために、日常的な農地パトロールを行い、担い手等への農地集積等を推進するとともに、利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付を推進します。また、農地への再生が困難と判断された荒廃農地については、現況に応じて「非農地判断」を行いたいと考えています。</p> <p>続いて「2 担い手への農地利用の集積・集約化について」ですが、令和 2 年 4 月現在で集積面積が 64.0ha であり、毎年約 4ha ずつ増えていることから、令和 5 年 4 月の目標を 76.0ha とするよう考えています。</p> <p>目標を達成するために、人・農地プランの実質化を推進し、農地の集積・集約を図るとともに、担い手の意向に応じて農地中間管理事業を活用するなど、担い手が農地を取得しやすい環境を整えたいと考えています。</p> <p>続いて「3 新規参入の促進について」ですが、令和 2 年 4 月現在で新規参入者が 3 名であり、毎年 1 名ずつ増えていることから、令和 5 年 4 月の目標を 3 名増の 6 名、取得面積を 6ha 増の 13.5ha とするよう考えています。</p> <p>目標を達成するために、関係機関と連携し、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していきたいと考えています。</p>

	<p>指針（案）に関する事務局からの説明は以上です。 内容について、修正・要望等がありましたら、令和3年1月12日までに事務局までお願いいたします。 皆様の意見を反映させたいので、令和3年1月の定例総会にて改めて提案させていただきます。</p> <p>(2) 令和3年申請書締切日・現地調査・定例総会予定表について 予定表に基づいて令和3年の活動を進めていきます。 3月、6月、8月、12月が全体総会となっておりますのでご了承ください。</p> <p>(3) 平成30年度及び令和元年度農業委員会視察等積立金決算報告について 皆様の報酬から毎月2,700円ずつ積み立てています積立金の決算について別紙のとおり報告します。</p> <p>(4) 給与明細の電子化について 給与明細が電子化されましたので、別紙資料に基づいて登録をお願いいたします。</p>
議 長	<p>以上をもちまして、令和2年第12回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年12月25日

議 長 山元 禮子

署名委員 石本 進